

令和4年4月28日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和4年4月28日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

協議事項

議案第1号 呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第2号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

その他

出席委員

1番 柏木 健二

2番 田中 慎二

3番 谷 新子

4番 宮脇 和幸

5番 横段 登

6番 高本 光之

7番 立花 達也

8番 水場 光輝

9番 今井 満

10番 亀山 博司

11番 秋光 貴志

12番 大道 正孝

13番 長迫 秀

16番 椋開地 省二

17番 本末 満

18番 石田 尚則

19番 北村 正次

欠席委員

14番 新田 隆次

推進委員

平原 務

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査 根本主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、10番 亀山委員を指名します。
なお、本日の欠席通知は、14番 新田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書を送付しています。
また、本日配付した資料は、「申請農地位置図」、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」、「令和4年度最適化活動の目標設定等（案）」、「呉市地方卸売市場協議会委員の候補者の推薦について」、「令和4年度第1回農地パトロール（農地利用状況調査）日程表」、「農業委員会活動記録簿の受取等について」、「盛土による違法転用について」、意見交換会の資料として、「農林水産課の事業計画書」、「令和4年度呉市の農業振興」、「緑の募金のパンフレット・花の種・緑の羽根」、「農林土木課の事業計画書」、「農業用ため池のお願いのパンフレット」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町先奥2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は260㎡の第2種農地です。本件につきましては、3月に非農地証明申請を受け、令和4年3月15日に調査を行ったところ、現況は草が刈られて保全管理が行き届いた状態であり、非農地とは認められなかったため、3条の許可申請を指導したものです。それを受けて、令和4年3月31日に3条の許可申請の提出がありました。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、譲受人の経営面積だけで39アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、立ち木をきれいに刈られて管理をしておられます。譲受人はかなりの高齢ではありますが、草刈り機等を自力で使い、農地を管理されているということで、体力的にはまだまだ十分耕作可能で、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町先奥1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で3,491㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで34アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、譲受人宅のすぐ近くに2つともあり、家の周りに草が生えて困るので、いっそのこと取得して耕作したいとのことでした。年齢も60歳と若く、定年を迎えて時間もできるとのことで、しっかり作ってもらえるのではと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、豊町沖友字太高山〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,258㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため売却するもので、譲

受人は、譲渡人の要望により、樹園地である借受地を取得するものです。経営面積は、185アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、元々借りていた本人が買い入れるということで、耕作もきちんとされており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字鹿島鯛之浦〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は474.52㎡の第2種農地です。

転用の目的は、倉庫及び駐車場として利用するため、規模等については、倉庫1棟160㎡、その他駐車場です。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は県道に近いので、構築物を建てる時には、強風が吹いたときに通行の妨げとならないように、できるだけ道路から離れた山側の所に作ってほしいとお願いしておきました。また申請地は長い間耕作されておらず、転用は致し方ないかと思えます。なお、この地区は、昔から半農半漁の家が多く、同様の申請が増えてくるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番及び2番を一括して説明いたします。

1番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番、地目は田、面積は377㎡、2番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番、地目は田、面積は629㎡、合計1,006㎡いずれも第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、所有権を移転するもので、規模等については、発電容量49.5kw、太陽光パネル156枚を設置する計画です。

関係法令については、全量自家発電となるため、再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電量調整供給契約及び接続供給契約については、中国電力への申込書の提出があり、契約承認となっております。

また、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、日当たりも良く、農地としては最高だと思いますが、耕作放棄中で売買の話が出ているということで、下刈りもちゃんとしており、排水関係も計画どおりちゃんとやるとのことで、致し方ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、安浦町大字中畑字小橋谷〇〇番〇、地目は田、面積は合計で592㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は業務繁忙のため、申請地を資材置場として使用し、使用済み又は新品の木材、金属等を仮置きするものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は県道矢野安浦線の道沿いにあり、周囲が山林に囲まれている場所です。譲受人は呉市内で建設業を営んでおり、業務多忙のため資材置場として使える場所を探していたところ、イノシシの被害等により耕作できなくなっていた申請地を貸してもらいたいと譲渡人に相談し、農地転用の申請となったものです。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字溝ヶ原〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑及び田、面積は合計で265㎡の第2種農地です。

転用の目的は、贈与により所有権を移転した上で一般住宅として使用するものです。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、譲受人及び譲渡人の住宅として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は譲受人と譲渡人が以前から居住している家が建っており、長年農地ではなく住居として使用されていることから、農地転用の申請となったものです。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第15号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1及び2をご覧ください。4月中旬に開催いたしました各地区会におきまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明をいたしました。

その後、令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、広島県農業会議へ事前相談を行い、指示のあった箇所について修正を行っております。具体的に申しますと、資料2の3ページの「2 最適化活動の活動目標」（1）の1人当たりの活動日数を月当たり10日から6日に変更しております。これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定するものです。実際の活動は、地区会で説明したとおり、毎月10日以上を目標としてください。

また、「（2）活動強化月間の設定目標」の9月の強化月間の内容につきましても、農地パトロールから遊休農地の利用意向調査に変更しておりますが、その他の新規集積面積等の目標値等はそのままとなっており、目標数値として過大な数値がそのまま入っているところもございます。各地区会でもこれにつきましてはご説明したところではございますが、国や県からこの数値を目標とするよう指示があったためでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議 長：続いて、協議事項に入ります。追加議案の1番「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦」について、事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは資料3をご覧ください。呉市地方卸売市場運営協議会委員につきましては、委員構成の学識経験者の5名のうちの1名を農業委員から推薦すると定められており、任期は2年となっております。今回、令和4年5月31日で任期が終了するため、次の任期の候補者を推薦してほしいと呉市長から依頼されております。

以上です。

議 長：それでは、呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦についてですが、現在田中委員にお願

いしております。つきましては、引き続き田中委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議 場：異議なし。

議 長：田中委員，いかがでしょうか。

田 中 委 員：農業委員になってから，この役をさせてもらっていますが，コロナでまだ1回も会議が開かれていないので，皆様に報告することはありませんが，出席してみたいので，頑張っ
てやらせていただきます。よろしくお願いします。

議 長：それでは異議なしと認め，田中委員に決定いたします。よろしくお願いします。

議 長：報告事項について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について，この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，農地法第5条の規定による届出が1件ございましたので，ご報告いたします。

事 務 局：続きまして，議案書の8ページをご覧ください。耕作者が，農地の保全又は利用の増進のための道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は，農地法の規定による転用許可は不要ですが，この場合，農地転用(農業用施設)届出書の提出を求めています。届出書の提出が3件ありましたので報告します。続きまして，議案書の9ページから12ページまでをご覧ください。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので，9ページの非農地証明申請について5件を証明し，10ページから12ページまでの非農地判断については53件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから，何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他，事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和4年度第1回農地パトロールについて
農業委員会活動記録簿の受取等について
大規模盛り土不備20カ所について説明を行う。

議 長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議

長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第5回総会は、5月31日 火曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議

長：以上で令和4年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、10分間の休憩を挟んで、「農林水産課、農林土木課の新年度予算説明及び意見
交換会」を実施したいと思います。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)